

令和 7 年

## 6 月市議会定例会意見書案

議案会第 17 号	名豊道路（豊橋バイパス・豊橋東バイパス 4 車線化）建設推進に関する意見書	3
議案会第 18 号	地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書	6
議案会第 19 号	浜松湖西豊橋道路の早期実現を求める意見書	9
議案会第 20 号	設楽ダム建設事業の促進に関する意見書	12



議案会第17号

地方自治法第99条の規定により、名豊道路（豊橋バイパス・豊橋東バイパス4車線化）建設推進に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣に対し、意見書を提出する。

令和7年6月20日提出

提出者	豊橋市議会議員
	菅 谷 竜
同	伊 藤 哲 朗
同	石 河 貫 治
同	宍 戸 秀 樹
同	及 部 克 博
同	山 本 賢 太 郎
同	近 藤 修 司
同	尾 林 伸 治
同	鈴 木 み さ 子
同	松 崎 正 尚

## 名豊道路（豊橋バイパス・豊橋東バイパス4車線化）建設推進 に関する意見書

名古屋市と豊橋市を結ぶ名豊道路は、自動車関連産業を核に高度な産業集積を誇る我が国を代表するものづくり地域を貫き、港湾・空港等重要な拠点へのアクセス道路として交通・物流を支え、また、地域の安全・安心を確保し、連携・交流を促進するものです。東名並びに新東名高速道路をはじめとする国土軸への広域アクセス機能を持つ重要路線であり、我が国の経済成長に欠くことのできない道路であります。

この名豊道路は、国土交通省をはじめとする関係者の皆様方の約半世紀にわたる御尽力により、本年3月に蒲郡バイパス(豊川為当IC～蒲郡IC間)の開通により、全線開通を迎えました。全線開通により、産業拠点の創出や観光振興など沿線地域の産業のさらなる発展、さらに、災害時の救急救命や発災時には救援物資の運搬を支える緊急輸送道路としての役割を期待しているところで

す。そのような中で、豊橋バイパス・豊橋東バイパス・蒲郡バイパスの暫定2車線区間及び車線数が減少する合流点などでは、現在でも朝夕の通勤時間帯を中心に交通集中による渋滞や速度低下が発生する等、定時性・速達性の確保に課題を抱えております。また、沿線に立地する道の駅「とよはし」や総合動植物公園「のんほいパーク」では、全線開通により入場者数が増加するなど大変なにぎわいとなっており、さらなる交通量の増加による渋滞等が懸念されます。さらに、豊橋三弥地区、豊橋東ICの2つの新しい工業団地で着々と稼働が進む中、今年度から新たな産業拠点の形成に向けた調査を実施しているところであり、暫定2車線区間の早期4車線化はますます必要不可欠であると考えております。

よって、国におかれましては、広域アクセス機能を持つ道路として交通・物流を支え、地域の発展や経済成長に欠くことのできない名豊道路につきまして、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 豊橋バイパス・豊橋東バイパスの暫定2車線区間の4車線化を早期に図られるよう必要十分な予算措置を講じ、計画的に推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月20日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
国土交通大臣

} あて

議案会第18号

地方自治法第99条の規定により、地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、消費者庁長官に対し、意見書を提出する。

令和7年6月20日提出

提出者	豊橋市議会議員	菅 谷 竜
	同	伊 藤 哲 朗
	同	石 河 貫 治
	同	宍 戸 秀 樹
	同	及 部 克 博
	同	山 本 賢 太 郎
	同	近 藤 修 司
	同	尾 林 伸 治
	同	鈴 木 み さ 子
	同	松 崎 正 尚

## 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければなりません。しかし、国が措置し、地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念されます。

令和6年度の本市在住の消費生活相談件数は、前年度比203件増の2,279件と増加しています。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、担い手不足が深刻な問題となっています。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等を改善し、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要です。

消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定していますが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方自治体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきであると考えます。

よって政府に、以下の措置を行うよう強く要望します。

### 記

- 1 地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること
- 1 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること
- 1 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月20日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
内閣府特命担当大臣  
(消費者及び食品安全)  
消費者庁長官

} あて

議案会第19号

地方自治法第99条の規定により、浜松湖西豊橋道路の早期実現に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、愛知県知事、静岡県知事に対し、意見書を提出する。

令和7年6月20日提出

提出者 豊橋市議会議員 伊藤哲朗

同 石河貫治

同 穴戸秀樹

同 及部克博

同 尾林伸治

同 松崎正尚

## 浜松湖西豊橋道路の早期実現を求める意見書

「浜松湖西豊橋道路」は、当地域を南北に結ぶ地域連携の基軸として、東名・新東名高速道路、名豊道路、三遠南信自動車道などと一体となり、広域道路ネットワークの形成に大きな役割を担い、地域の物流機能の向上、産業競争力の強化だけでなく、地域の安全・安心を高め、東三河、さらには三遠南信エリアの地域力向上に寄与する重要な路線と考えます。

こうした中、令和4年3月に対応方針が決定され、都市計画・環境影響評価の手続が着実に進められていることから、私たちは早期実現に向け期待をより一層強めているところであります。

また、令和4年4月1日には、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保する重要物流道路の計画区間として追加指定され、国土強靱化に資することのできる重要な社会基盤として、地域の期待は高まっております。

よって、国及び県におかれましては、圏域住民の長年の悲願である「浜松湖西豊橋道路」の早期実現のため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 東名・新東名高速道路、三遠南信自動車道と名豊道路とのアクセス向上を図るため、早急に都市計画・環境影響評価の手続を進め、浜松湖西豊橋道路の早期実現を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月20日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
国土交通大臣  
愛知県知事  
静岡県知事

} あて

議案会第20号

地方自治法第99条の規定により、設楽ダム建設事業の促進に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣に対し、意見書を提出する。

令和7年6月20日提出

提出者	豊橋市議会議員	伊藤哲朗
	同	石河貫治
	同	宍戸秀樹
	同	及部克博
	同	尾林伸治
	同	松崎正尚

## 設楽ダム建設事業の促進に関する意見書

愛知県東三河地域は、豊橋市を含む8つの市町村で構成され、古くから豊川の水によって深く結びつき、上下流が一体となって発展してきた地域です。

豊川流域では、度重なる洪水被害に悩まされており、豊川放水路の整備や狭窄部の改修工事を実施していただきましたが、近年でも台風の大型化や近いところでは、令和5年6月2日に発生した線状降水帯による大雨被害で大規模水害が発生するなど、さらなる災害への備えが必要です。

また、豊川利水地域は全国有数の農業・工業地域である一方、水需要は逼迫しており、近年では令和元年5月に宇連ダムの貯水率が0%となるなど、これまで幾度となく大規模な渇水に見舞われ、住民生活や農業・工業などの経済活動に大きな不安を与えてきました。

こうした中、繰り返される洪水氾濫から人々の暮らしを守るとともに恒久的・安定的な水の確保につながる設楽ダムの完成は豊川下流域の住民や自治体にとって長年の悲願であります。

設楽ダムは、昭和48年11月の設楽町への調査申入れから36年の歳月を経た平成21年2月に建設同意に至りました。長く続く設楽町民の御労苦を重く受け止め、愛知県とも協力し、水源地域の振興・発展に誠意を持って全力で取り組んでいるところです。

令和4年8月には、設楽ダムの完成時期が8年延長されることなどが決定されました。主な変更要因については、働き方改革をはじめとする社会的要因の変化や現地の調査結果に対応するものであり、やむを得ないものと受け止めておりますが、設楽ダムの完成及び水源地域の住民の皆様への生活再建対策は、豊川流域全体の持続的な発展並びに治水防災上なくてはならないものです。

よって、国におかれましては、以上の経緯を御賢察いただき、設楽ダムの早期完成と水源地域の一層の振興、並びに生活再建対策等の推進を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 愛知県及び下流域自治体の総意によるダム建設であることを御賢察いただき、設楽ダムの早期完成と水源地域の振興を図ること
- 1 付替道路の早期整備をはじめとした水源地域の方々の生活再建対策を引き

続き推進すること

- 1 安全で安心できる国土を保全するため、地方が必要とする治水事業を着実に推進できるよう、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確保し、計画的に事業を推進するとともに、5か年加速化対策後も継続的に取り組むことができるよう本年6月に閣議決定された「国土強靱化実施中期計画」にのっとり着実に取り組むこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月20日

豊橋市議会

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		